

〈2015. 4. 1 改正〉

## 利用料金説明書

社会福祉法人 みのり福祉会  
ソラーナデイサービスセンター（予防）

### 利用料金

- ・介護保険給付対象サービス料金について、国が定める負担割合に応じて利用料金をご負担いただきます。
- ・介護予防サービス計画が作成されていない場合、利用時に介護保険給付の対象とはならないため、国が定める額（介護予防通所介護にかかる10割の費用）をお支払いいただきます。この場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ① 平成27年7月まで

区分	国が定める 1か月当たりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1か月当たりの自己負担額			
	介護予防サービスについては月額サービスになります				
要支援1	16,470円	(1割負担)	1,647円		
要支援2	33,770円	(1割負担)	3,377円		

#### ② 平成27年8月から

区分	国が定める 1か月当たりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1か月当たりの自己負担額			
	介護予防サービスについては月額サービスになります				
要支援1	16,470円	(1割負担)	1,647円	(2割負担)	3,294円
要支援2	33,770円	(1割負担)	3,377円	(2割負担)	6,754円

#### ③ 個別加算（利用者の状況に応じて、下記を加算する場合があります。）

	1割負担	2割負担
生活機能向上グループ活動加算	100円	200円
運動器機能向上体制加算	225円	450円
栄養改善体制加算	150円	300円
口腔機能向上体制加算	150円	300円
事業所評価加算	120円	240円

#### ④ 体制加算（当事業所の職員状況に応じて、下記を加算する場合があります。）

	1割負担	2割負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 要支援1	72円	144円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 要支援1	48円	96円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ 要支援2	144円	288円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ 要支援2	96円	192円

⑤処遇改善加算

	1割負担	2割負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	注1	注2
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	注3	注4
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	注5	注6
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	注7	注8

- 注1：①～④の合計利用料金に1000分の40（0.040％）を加えた額  
 注2：「注1」で算出した2倍の額  
 注3：①～④の合計利用料金に1000分の22（0.022％）を加えた額  
 注4：「注3」で算出した2倍の額  
 注5：「注3」で算定して額に1000分の90（0.090％）を加えた額  
 注6：「注5」で算出した2倍の額  
 注7：「注3」で算定して額に1000分の80（0.080％）を加えた額  
 注8：「注7」で算出した2倍の額

- 注1：①～④の合計利用料金に1000分の40（0.040％）を加えた額  
 注2：「注1」で算出した2倍の額

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ① 食事の提供に係る費用  
ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。  
1食あたり650円
- ② レクリエーション・クラブ活動費  
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加する際にかかる材料費等について、実費をいただきます。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用実費  
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。  
おむつについては、在宅で使用しているものを持参ください。

(3) 利用料金の支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、30日までお支払い下さい。  
お支払い方法は現金での支払い、銀行振込、口座振替の中からご契約時選べます。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画に位置づけられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

(5) サービス提供時間について

当日途中で利用を中止した場合であっても、2時間以上利用した場合、当日の予定した料金を徴収させていただく場合があります。

(6) お支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、30日までお支払い下さい。  
お支払い方法は、現金での支払い、銀行振込、口座振替の中からご契約時選べます。